

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
 - 特定計量器の定期検査の実施(商工振興課)
 - 土地改良区の役員の就退任(三件)(農村整備課)
 - 土地改良事業の認可申請の適否の決定()
 - 土地改良事業の工事の完了()
 - 県営土地改良事業の工事の完了()
 - 基本測量の実施(管理課)
 - 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

告 示

鳥取県告示第三百七十四号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第

一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したため、同条第二項の規定により告示する。

平成七年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書		発行所名
		題 号	類 別	
5286	雑誌その他 の刊行物	Gais Dee[ギヤルス・ディー] 1994 DEC. TOKYOナインパ倶楽部 1995 1月号	表示された 発行記号等 雑誌コード 02993-12 雑誌コード 16673-1	株式会 社 ダイヤリス 株式会 社 ラ 株式会 社 東京三 世社
5287	〃	オ ン ジ 通 信 1995. 2 激 写 通 信 6月号	雑誌コード 02189-2	青 春 画 報
5288	〃	微 妙 な 指 使 い 娘	A 2 - 2	ア ズ 出 版
5289	〃	危 険 な 聖 書	ISBN-06-2532 BQ39	フ ト ラ ク テ イ ザ ・ フ
5290	〃	天 然 少 女	BOOK.NO. ANG-33	J・T・M出版
5291	〃	緊 縛 ス ピ リ ツ ツ S u p e r V O L. 1	AX8762-03	株 式 会 社 大 洋 図 書
5292	〃	宅 配 ガ ー ル っ て ど ん な 味	S - 0 0 5	ハ ー ド ワ ル ク エ イ ス カ ン パ ニ ー
5293	〃	張 裂 け る ま で	NO. 25	北 陽 出 版
5294	〃	め し べ の 挑 発	NO. 29	北 陽 出 版
5295	〃	乱 棒 び っ こ	NO. 45	北 陽 出 版

5298	〃	失 神 女 の 喜 び	N.O. 46	北 陽 出 版
5299	〃	COMICペンギンクラブ 山賊版5月号	雑 誌 17973-5	辰 巴 倉 社
5300	〃	COMICキャンディータム 5月号	雑 誌 12911-5	富 士 美 出 版 社
5301	〃	COMICキャンディータム 海賊版5月号	雑 誌 12877-5	富 士 美 出 版 社
5302	〃	COMICパピポ 5月号	雑 誌 03849-5	フ ラ ン ス 社
5303	〃	COMICライズ 5月号	雑 誌 03949-05	株 式 会 社 メディアックス
5304	録画テープ	超 過 激	CH O-004	不 明

鳥取県告示第三百七十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 特定計量器検査定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実 施 期 間	実 施 場 所
境港市及び西伯郡	平成七年六月六日から平成八年三月三十一日まで	当該特定計量器の所在の場所

二 一の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実施期日	実施時間	実 施 場 所
境港市	平成七年六月六日	午後一時から午後三時まで	境港市上道町三〇〇〇 境港市保健相談センター
〃	平成七年六月七日	午前十時から午後三時まで	境港市湊町一 境港市境公民館
〃	平成七年六月八日	午前十時から午前十一時三十分まで	境港市外江町二〇六二一 境港市外江公民館
〃	〃	午後一時から午後三時まで	境港市渡町一三五六一 境港市渡公民館
〃	平成七年六月十三日	午後一時から午後三時まで	境港市上道町三一八六 境港市上道公民館
〃	平成七年六月十四日	午前十時から午前十一時三十分まで	境港市竹内町三九三二二 境港市余子公民館
〃	〃	午後一時から午後三時まで	境港市財ノ木町六六八 境港市中浜公民館
〃	平成七年六月二十八日	午後一時から午後三時まで	米子市夜見町三〇〇一六 鳥取県工業試験場生産技術科
〃	平成七年七月三日から同月三十一日まで	午前九時から午後四時まで	鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県計量検定所
西伯郡 中山町	平成七年七月四日	午後一時から午後三時まで	中山町下申一一二〇 中山町農村環境改善センター
名和町	平成七年七月五日	午前十時から午後二時まで	名和町大字御来屋二六三一 名和町公民館

大山町	平成七年七月六日	午後一時から午後三時まで	大山町末長二六九―一 大山町中央公民館
淀江町	平成七年七月七日	午前十時から正午まで	淀江町大字淀江七九六 淀江中央公民館
日吉津村	平成七年七月十一日	午後一時から午後三時まで	日吉津村大字日吉津九六五―一 日吉津村中央公民館
岸本町	平成七年七月十二日	午前十時から午後二時まで	岸本町吉長三七―三 岸本町役場
会見町	平成七年七月十三日	午後一時から午後三時まで	会見町天萬五五八 会見町公民館
西伯町	平成七年七月十四日	午前十時から正午まで	西伯町大字法勝寺一六七―二 ブラザ西伯
西伯郡	平成七年七月二十六日	午後一時から午後三時まで	米子市夜見町三〇〇―一六 鳥取県工業試験場生産技術科
〃	平成七年八月一日から同年八月三十一日まで	午前九時から午後四時まで	鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県計量検定所

鳥取県告示第三百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 土井 由 友 倉吉市大原二四一

平成六年六月十五日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 牧 野 文 徳 倉吉市大原二四〇

平成七年四月一日就任 任期二年

鳥取県告示第三百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 米 田 勲 倉吉市鴨河内一〇〇―一

〃 山 本 義 高 倉吉市不入岡二三八

〃 坂 本 武 男 倉吉市旭田町八七

平成七年四月四日退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 入 澤 須賀雄 倉吉市耳六一六

〃 米田 勲 倉吉市鴨河内一〇〇一
 〃 山本義高 倉吉市不入岡二三三八
 〃 坂本武男 倉吉市旭田町八七
 平成七年四月五日就任 任期三年

鳥取県告示第三百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり西郷中央土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 大 隅 勝 男 八頭郡河原町大字湯谷五七

平成七年一月三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 露 木 稔 八頭郡河原町大字湯谷一五四

平成七年三月十一日就任 任期平成九年三月十七日まで

鳥取県告示第三百七十九号

日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業日南（阿毘縁）地区農用地造成）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年五月二日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
日野町	土地改良総合整備事業 真住地区 区画整理	平成七年三月二十九日

鳥取県告示第三百八十一号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成七年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営一般農道整備事業 羽合地区 農道整備 県営かんがい排水事業 讚岐井手地区 農業用排水	平成七年三月二十日 平成七年三月二十四日

鳥取県告示第三百八十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成七年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（電子基準点測量）
- 二 作業期間 平成七年八月二十九日から平成七年十二月十五日まで
- 三 作業地域 東伯郡東伯町

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成七年五月二日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
遊技機の種類 ぱちんこ遊技機	型 式 レナイー3	株式会社高尾
〃	レナイースナインパー	〃
〃	フナイナルパンチC	豊丸産業株式会社
〃	駒駒天国	〃
〃	CRフミーゴフグナム	〃